

5 補装具・日常生活用具等

1. 補装具

(1) 補装具費の支給 **身体 難病**（※政令に定める疾病に限る）

身体上の障がいを補うための補装具費が支給（購入・修理・借受け）されます。

費用は種類別に基準額が決められています。支給等の際、本人及び家族の課税状況に応じて費用の一部を負担していただく場合があります。

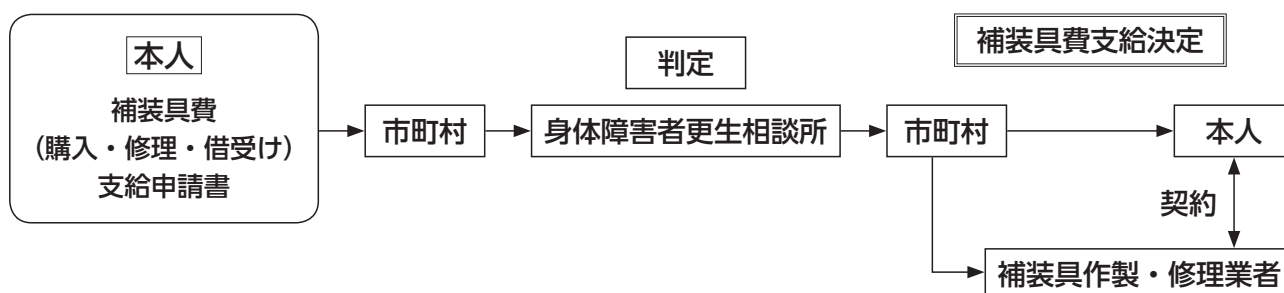
ただし、介護保険制度から、同一種目の貸与を受けることができる方は、この制度による支給を受けることができない場合があります。

●補装具の種類

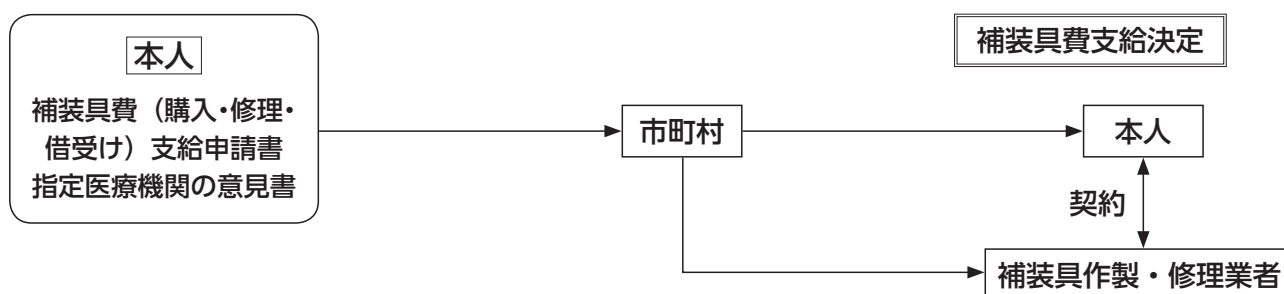
障がいの種類	種 目
肢体不自由者（児）	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置 ※座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具は障がい児に限る
視覚障がい者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
内部障がい者（児）	車いす、電動車いす等（心臓機能障がい、呼吸器機能障がいがある方に限る。）
難病患者（※）	難病患者については、病状等が異なるため、医師の意見書により必要と認められた場合支給対象となります。

●交付・申請手続

[身体障がい者]



[身体障がい児]



（注）補装具の種類により、判定の必要のないものもあります。

問 市役所又は町村役場

2. 日常生活用具

(1) 重度障がい者（児）、小児慢性特定疾病の対象者に対する日常生活用具の給付・貸与 **身体 難病**

日常生活上の便宜を図るため、次のような用具を給付（貸与）しています。

本人及び家族の課税状況等に応じて費用の一部を負担していただく場合もあります。詳しい品目や対象者はそれぞれの市町村が定めていますので、お住まいの市役所・町村役場にお問い合わせください。

●日常生活用具の参考例

種 目	品 目	対象要件
①介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換機	
	移動用リフト	
	訓練いす（障がい児を対象）	
	訓練用ベッド（障がい児を対象）	
②自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	移動・移乗支援用具	
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報器	障がい種別に関わらず火災発生感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	音声標識ガイド	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい
③在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい
	視覚障害者用体重計	
④情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報・通信支援用具 （障害者向けパーソナルコンピュータ 周辺機器・アプリケーションソフト等）	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	視覚障害者用時計	
	視覚障害者用ワードプロセッサ （共同利用）	
	点字図書	聴覚障がい
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出
	人工喉頭	
	福祉電話（貸与）	聴覚障がい又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい で、電話では意思疎通困難

種 目	品 目	対象要件
⑤排泄管理支援用具	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障がい 脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難 高度の排尿機能障がい
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期非進行性脳病変

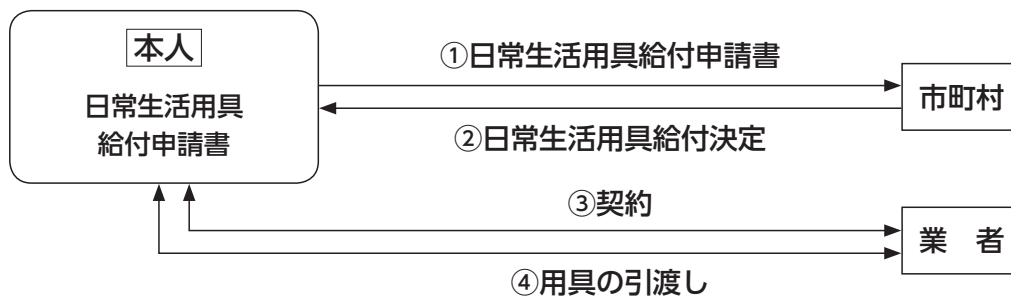
※これは例であるため、市町村によって取り扱いが異なります。

●小児慢性特定疾病の対象者に対する日常生活用具の参考例

種 目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきり状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾患児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

※これは例であるため、市町村によって取り扱いが異なります。

●給付申請手続
[身体障がい者(児)]



●点字図書の給付申請手続

視覚障がい者（児）にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、情報の入手を容易にします。自己負担金が必要です。

本人→市町村

- ①点字図書の給付対象者としての登録申請（本人）
- ②点字図書給付台帳に対象者を登載し整備（市町村担当課）

本人→点字出版施設・点字図書館等

- ③給付図書発行証明書送付依頼（本人）

点字出版施設・点字図書館等→本人

- ④給付図書発行証明書（点字出版施設・点字図書館等）

本人→市町村

- ⑤給付図書発行証明書を添えて給付申請（本人）
- ⑥給付の承認（給付図書発行証明書に承認印）（市町村担当課）

本人→点字出版施設・点字図書館等

- ⑦給付図書発行証明書に自己負担金を添えて送付依頼（本人）

点字出版施設・点字図書館等→本人

- ⑧図書送付（点字出版施設・点字図書館等）

※対象となる点字出版施設等については、お住まいの市町村にお尋ねください。

問 市役所又は町村役場

3. 器具の作成・購入等に関する助成等

(1) 生活福祉資金 **共通**

「身体障害者手帳」や「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方や世帯等のうち、一定の条件を満たす方には次のような資金の貸付を行っています。

資金の種類		貸付等の条件
福祉資金	・生業を営むために必要な経費 ・技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービスを受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	A. 貸付利子 連帯保証人をたてる場合 無利子 連帯保証人がいない場合 年1.5% B. 償還方法 月賦 他 C. 延滞利子 償還期限後延滞元金に年3.0% ※審査（運営委員会）により、適否について決定します。
福祉費		

申 問 市町村社会福祉協議会
岐阜県社会福祉協議会
TEL 058-201-1547
FAX 058-275-4858

(2) ニュー福祉機器助成事業 **身体**

先進的な福祉機器の購入費の一部を助成することにより、身体障がい者又は身体障がい児（原則として学齢児以上）の活動を支援します。

●種目及び対象者

種 目	障がい及び程度
パーソナルコンピュータ デスクトップ型・ノートブック型・ タブレット型（プリンタを含む、た だし同時に購入する場合に限る）	上肢障害2級以上又は言語・上肢障害2級以上の身体障がい者又は身体障がい児のうち文字を書くことが困難な者、又は外出若しくは意思伝達が困難な身体障がい者又は身体障がい児
音声炊飯ジャー	視覚障がい者（視覚に障がいがある身体障がい児を含む。以下同じ）のみの世帯又はそれに準ずる世帯（操作時に音声による案内を必要とする者に限る）
音声 IC タグレコーダー	視覚障がい者で物の識別が困難な者
人工呼吸器（医療保険の対象となる 場合を除く）	在宅療養をするためにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者
音声血圧計	視覚障がい者で血圧管理が必要な者
色彩音声案内装置	視覚障がい者で物の色の識別が困難な者
障がい物感知センサー	視覚障がい者で物の識別が困難な者
電子白杖	視覚障がい者
呼び鈴（専用スイッチを含む場合のみ）	重度（2級以上）の両上肢及び言語障がい者であって、意思伝達が困難な者。または、難病患者等については、神経・筋疾患である者で、意思伝達が困難な者。

申 問 市役所又は町村役場

(3) 難聴児補聴器購入費等助成事業 **身体**

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるよう、補聴器の新規購入、更新及び修繕に要する経費を助成しています。

●対象者

- (1) 18歳未満の県内在住者であること。
- (2) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

●対象経費

補聴器（機種や障がいの状況により必要となるイヤモールドや受信機等も含む。）の新規購入、更新及び修繕に要する経費

※詳細については、市町村にお問い合わせください。

申 問 市役所及び町村役場

5

6

住宅

6 住宅

1. 岐阜県建築士会福祉まちづくり建築士 **身体**

建築士会所属の建築士が他職種と連携し、高齢者・障がい者等からの住まいの計画、改修等に関する相談を、地域包括支援センター、社会福祉協議会、在宅支援センター、市町村等への依頼を通じて、無料に対応します。また、相談者から改修案作成等の依頼があれば、個別に設計・監理契約を行い業務に当たります。

問 公益社団法人岐阜県建築士会

TEL 058-215-9361 FAX 058-215-9367

2. 県営住宅への優先入居 **身体 知的 精神**

障がい者世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯などで一定の要件を満たしている方は、一部の県営住宅において募集戸数の5割を優先入居枠として、抽選にあたっての当選率を一般世帯より高くしています。

また、一部の県営住宅においては、バリアフリー対応の部屋も用意しています。詳細はお問い合わせください。

申 問 岐阜県住宅供給公社 管理課

TEL 0584-81-8503 FAX 0584-81-8506

岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所

TEL 058-214-7058

3. 生活福祉資金（→35ページ） **共通**

「身体障害者手帳」や「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している方や世帯等のうち、一定の条件を満たす方には資金の貸付を行っています。

4. 住宅セーフティネット制度 **共通**

セーフティネット住宅情報提供システムでは、障がい者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（賃貸住宅の賃貸人の方が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市にその賃貸住宅を登録するもの）の情報を閲覧することができます。

セーフティネット住宅情報提供システム URL：<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

※全ての住宅がバリアフリー対応しているわけではありません。

また、県から指定を受けた居住支援法人が、民間の賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、入居や生活等に関する支援をします。

県が指定する居住支援法人一覧

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/492870.pdf>

問 県住宅課

TEL 058-272-1111（内線4833、4842） FAX 058-278-2783